

パラスポーツ普及・促進事業補助金交付要綱

(総 則)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（以下「本会」という。）は、パラスポーツの普及・促進（以下「普及促進事業」という。）に要する経費を補助するものとし、その交付に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 競技団体及びクラブ並びにサークル等（以下「団体等」という。）が、普及・促進を目的として実施する教室及び記録会、講習会並びに各種大会（以下「事業等」という。）の開催や、団体等の日常的な活動を支援し、以て障がい者がスポーツに親しむ機会の拡大及びスポーツを通じた障がい者の社会参加促進を目的とする。

(補助対象団体等)

第3条 補助の対象となる団体等は、以下のとおりとする。

- (1) 本県に活動拠点を置き、3年以上の活動実績がある団体等
- (2) 目的に沿った事業等を実施、又は日常的、定期的に（概ね1ヶ月1回以上）活動している団体等
- 2 特別支援学校等の部活動は補助対象としない。
- 3 その他、別途設置する審査会（以下「審査会」という。）が適当と認めた団体等は本条各項の限りとしない。

(補助対象事業等)

第4条 団体等が実施する以下の事業等、又は団体等が日常的に行う活動の運営経費を補助の対象とする。

- (1) 本要綱の目的に沿った事業等
- (2) 新たに、パラスポーツに取り組もうとする者が参加できる事業等
- (3) その他、審査会が適当と認めた事業等
- 2 現在、団体等を構成（又は加入）している者（以下「構成員」という。）が日常的、定期的に行う練習会等の活動

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 補助対象の事業等及び団体等の運営に要する経費であっても、別表に示すもの以外は対象とならない。
- 3 領収証等証拠書類の原簿は、事業実施団体において向こう5年間保存し、必要と認めた場合は本会の要請に応じて一時提出するものとする。
- 4 その他、会計事務に関する事項については、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 普及促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、その他関係書類を添えて、本会が示した期日までに本会会長（以下「会長」という。）宛に提出するものとする。

- 2 交付申請は、申請する団体等の代表者（以下「団体代表者」という。）が行うものとする。

(補助金交付団体及び額の決定)

第7条 交付の可否については、申請書の内容を審査会で審議し、額の決定を行う。

2 本会は、審議した結果を申請のあった団体代表者に通知するものとする。

(状況報告)

第8条 団体代表者は、本会会長が必要と認めた場合にはその指示に従い、事業遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 団体代表者は、交付を受けた年度内に、事業実績報告書（第2号様式）を本会会長宛に提出しなければならない。

(補助額の確定及び交付)

第10条 本会会長は、前条の事業実績報告書を精査し、事業費の額の確定を行い、団体代表者に通知するものとする。

2 補助金は額の確定後に交付するものとし、補助金交付請求書（第3号様式）受理後2週間以内に指定された口座へ振り込むものとする。

第11条 事業の実施にあたっては、案内、周知及び告知等の際に、普及促進事業の補助を受けて実施する旨を明記すること。

2 その他、この要綱に定める以外の事項については、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日に施行する。

この要綱は、令和3年7月20日に施行する。

この要綱は、令和4年8月25日に施行する。

別表1（第5条関係）

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
報 償 費	・報 償 費 講師及び指導者等の謝金（一人あたり）	5,000円
旅費交通費	・旅 費 講師及び指導者、団体等（主催者）の費用弁償	別表2
需 用 費	・会 議 費 室料、茶菓代等	実 費
	・消耗品費 ボール、ラインテープ、ネット等各競技関係用具及び記録用紙、医薬品並びに事務消耗品等	実 費
	・印刷製本費 印刷用紙、各種資料印刷代	実 費
	・飲 料 代 水分補給用飲料	実 費
役 務 費	・保 険 料 参加者傷害保険料 （関係する全ての人を対象とすること）	実 費
	・通信運搬費 電話代、切手代、送料等	実 費
使 用 料	・会場借上 競技場等借り上げ料	実 費
	・駐 車 場 駐車料金	実 費

別表2（第5条関係）

科 目	詳 細
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・出発地（所属先または自宅等）から会場等までの距離別紙キロ程表による ・ただし、移動距離が概ね60kmを超える場合、高速道路の利用料を実費支給。 ・公共交通機関を利用した場合は、実費支給。 ・タクシーの利用は対象としない。

会計事務に関する注意事項

- 1 事業を行う際は、必ず参加者全てを対象とした保険に加入すること。
- 2 1品あたりの購入額が5万円を超える場合は備品扱いとし、補助対象としない。
ただし、5万円を下回る品目で、且つ複数購入したことにより合計額が5万円を超える場合については、2社以上の相見積を徴収すること、3万円を超える場合は見積書を徴収すること。
- 3 使途が明確に分かるよう、品目、個数等の明細が明らかであること。
- 4 交付額を上回った場合は、団体代表者の責任において補填するものとし、追加の予算措置は行わない。
- 5 その他については、各団体の会計基準に則り適切に処理すること。
- 6 報告時には、証拠書類のコピーを添付すること。
- 7 予算（科目間）の流用は認めるものとする。